

○喫煙室を設置する場合

- ・壁等による隔離
- ・入り口における風速が毎秒0.2メートル以上

※屋外排気ではなく喫煙室内の空気を屋内で循環させて要件を満たすものは、助成対象とはならない。

(受動喫煙防止対策助成金の手引き(第2版)Q&A IV-2)